

# 舞鶴市及び宮津市上下水道事業窓口業務等委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 第1 目的

この要領は、舞鶴市及び宮津市（以下「2市」という。）が上下水道事業窓口業務等の委託（以下「委託業務」という。）を実施するにあたり、2市共同で公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、委託業務に関する業務提案を公募し、業務に対する意欲、技術的能力等の審査を行い、最も優れていると認められる者を受託候補者として選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 委託業務の範囲

委託業務の範囲は以下のとおりとし、詳細は別紙「舞鶴市上下水道事業窓口業務等委託要求水準書・仕様書」及び「宮津市上下水道事業窓口業務等委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

- (1) 窓口業務
- (2) 開閉栓業務
- (3) 検針業務
- (4) 調定業務
- (5) 収納業務
- (6) 滞納整理業務
- (7) 電子計算機処理業務
- (8) 給水装置・排水設備窓口業務
- (9) 給水装置・排水設備工事検査補助業務 ※宮津市のみ
- (10) その他付随業務

## 第3 業務期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日とする。

ただし、契約日から令和6年3月31日までは準備期間とし、受託者は自己の責任と負担において、業務に係る引継、従業員の確保及び研修等を行うものとする。

## 第4 業務場所

京都府舞鶴市字北吸1044番地 舞鶴市役所別館2階 お客様サービスセンター内  
京都府宮津市字柳縄手345番地の1 宮津市役所2階 上下水道課内 他

## 第5 提案見積限度額

市町名	総額	内訳
		令和6年度～10年度
舞鶴市	440,000,000円	各年度 88,000,000円
宮津市	200,000,000円	各年度 40,000,000円

(消費税及び地方消費税含む)

提案見積限度額は契約（予定）金額を示すものではなく、業務提案内容の規模を示すため

のものである。なお、提案見積額（以下「見積額」という。）は、提案見積限度額を超えてはならないものとする。

また、この見積額は、プロポーザルの審査に用いるためのものであり、契約時においては、提出された当該額を基本とし、発注者と受託候補者との協議内容に応じて契約額を決定するものとする。その場合においても提案見積限度額は上回らないものとする。

## 第6 契約担当部署

### (1) 舞鶴市

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市上下水道部経営企画課総務係

TEL 0773-62-1633（直通）

FAX 0773-64-6488

E-mail アドレス [jg-keiei@city.maizuru.lg.jp](mailto:jg-keiei@city.maizuru.lg.jp)

ホームページアドレス <https://www.city.maizuru.kyoto.jp>

### (2) 宮津市

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市建設部上下水道課管理係

TEL 0772-45-1635（直通）

FAX 0772-25-1691

E-mail アドレス [kanri@city.miyazu.kyoto.jp](mailto:kanri@city.miyazu.kyoto.jp)

ホームページアドレス <http://www.city.miyazu.kyoto.jp>

## 第7 参加資格要件

プロポーザルへの参加を申し込む事業者（以下「参加事業者」という。）に必要とされる資格要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (4) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間において、2市において入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間において、2市において契約に関する暴力団等排除要綱に基づく入札参加等除外措置を受けていないこと。
- (6) 2市及び本店所在地において市町村民税（特別区にあつては都民税）の滞納がないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 情報セキュリティマネジメントシステムISMS（ISO/IEC27001）又はプライバシーマークJISQ15001など情報セキュリティに関する第三者機関の審査による認証を取得していること。
- (9) 給水人口5万人以上の水道事業体で類似業務の継続した3年以上の受託実績があること。
- (10) 2市での同時受託が可能なこと。
- (11) 別紙「仕様書」に記載されている実務経験者及び資格の保有者を配置できること。

## 第8 プロポーザルへの参加申込

### 1 参加申込書の提出

参加事業者は、公募型プロポーザル参加申込書（以下「参加申込書」という。）【様式第1号】と次に掲げる添付書類各2部を提出しなければならない。

#### (1) 提出書類

ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可 発行後3ヶ月以内のもの）

イ 納税証明書（市町村民税の滞納のない旨の証明書）（写し可 発行後3ヶ月以内のもの）

納税証明書（消費税及び地方消費税の滞納のない旨の証明書）（その3、その3の2、その3の3のいずれか写し可 発行後3ヶ月以内のもの）

ウ 業務実績が確認できるもの（様式任意）。

エ 情報セキュリティに関する第三者認証が確認できるもの（様式任意）。

オ 会社概要（資本金、売上高、社員数、本・支店、営業拠点など）がわかるもの（会社案内等パンフレットでも可）。

カ 「仕様書」に記載されている資格証の写し（宮津市のみ）

#### (2) 提出期限

令和5年10月6日(金) 午後5時必着

（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

#### (3) 提出場所

京都府宮津市字柳縄手345番地の1 宮津市建設部上下水道課管理係

#### (4) 提出方法

持参又は郵送（電子メール及びFAXは不可。）

### 2 参加資格の審査等

第7に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、次に掲げる事項を記載した参加資格審査結果通知書により通知する。

(1) 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格があること及び企画提案書提出の要請

(2) 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がないこと及びその理由

## 第9 企画提案書等の内容及び提出方法

企画提案書の提出を要請された参加事業者は、2市の仕様書により企画提案書を作成し提出するものとする。

### 1 提出書類

#### (1) 企画提案書

ア 会社の概要及び財務状況

イ 受託実績

ウ 業務の実施体制、人員配置

エ 業務の実実施計画

① 窓口業務

② 開閉栓業務

③ 検針業務

④ 調定・収納業務

- ⑤ 滞納整理業務
- ⑥ 電子計算機処理業務
- ⑦ 給水装置・排水設備窓口業務  
給水装置・排水設備工事検査補助業務（宮津市のみ）
- ⑧ 個人情報保護体制、コンプライアンス遵守
- ⑨ 災害時及び緊急時対策等の危機管理体制
- ⑩ 広域連携及び共同発注その他業務提案

(2) 見積書及び積算内訳書

見積書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記載し、各市の業務内容ごとに積算内訳書を添付すること。

- 2 企画提案書は、2市同一のものとし、共通内容及び市毎の内容を記載するものとする。
- 3 提出書類は、日本産業規格A4版サイズを基本とし、A3版サイズを使用の場合は折り綴りとする。
- 4 企画提案書には表紙、目次及びページ番号を付し、総ページ数を40ページ以内（表紙、目次は含めない。A3版サイズは、2ページとしてカウントする。）とする。
- 5 提出部数は、2市それぞれに正本各1部、副本各4部（複写可）とする。
  - (1) 正本は、参加事業者名（会社名）を記載し、契約権限者印を押印すること。
  - (2) 副本は、表紙及び企画提案書内に参加事業者が特定できる名称等を記載しないこと。
- 6 提出期限は、令和5年11月6日（月）午後5時必着とする。
- 7 企画提案書の提出方法は持参又は郵送によることとし、電子記録媒体及び電子メールでの提出は不可とする。
- 8 企画提案書の提出場所は、第6（契約担当部署）に同じとする。

第10 質問の受付及び回答

参加事業者は、企画提案書等の作成に係る質問がある場合は、以下により質問書【様式第2号】を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和5年10月23日（月）午後5時必着
- (2) 提出場所 第6（契約担当部署）に同じ
- (3) 提出方法 電話連絡の上、電子メールにて提出すること。

参加事業者から質問が提出された場合は、質問内容及びその回答を全ての参加事業者へ電子メールで通知する。

第11 プロポーザルの辞退

参加事業者は、辞退届（様式任意）を持参又は郵送により提出することで、プロポーザルの参加を辞退することができる。

第12 企画提案書の審査方法及び評価基準

1 評価委員会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の選定を公平かつ公正に実施するため、2市共同で「上下水道事業窓口業務等委託事業者選定評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を設置する。

また、企画提案書等をもとに審査を行うため、事業者によるプレゼンテーション等を実施

する。

## 2 評価委員会の委員

評価委員会の委員は、2市の職員から各3名、計6名をもって構成し、委員長及び副委員長を置くこととする。

## 3 審査方法

- (1) 企画提案書、プレゼンテーションの内容及び提案見積額について、評価基準に基づき、評価項目毎の評価点数の合計点数で競う方法とする。
- (2) 応募者が多数の場合は、評価委員会委員長の一任のもと、書類選考を実施した後、書類選考通過者に対してプレゼンテーションによる審査を行うものとする。
- (3) 合計評価点が6割に満たない場合は、受託候補者に選定しない。
- (4) 審査は非公開とする。

## 4 評価基準等

別紙『評価基準』のとおり

## 5 プレゼンテーション等

- (1) 期日 令和5年11月 第4週（予定）  
※日時・場所等の詳細については、企画提案書提出後に調整する。
- (2) 時間 1事業者につき90分程度  
(内容) 企画提案、質疑応答
- (3) 出席者 4名程度とする。
- (4) その他
  - ア 企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、事前資料を見やすく拡大したもの等は使用可とする。
  - イ プレゼンテーションの実施については、スクリーン以外の必要な機器は全て参加事業者が準備するものとする。
  - ウ 提案内容を適切に把握、また円滑な契約を行うことを目的に、プレゼンテーションは音声を記録する。

## 6 受託候補者の選定

- (1) 評価委員会は、企画提案書、プレゼンテーションの内容等について、評価項目ごとに採点し、委員の評価点数の平均点数に価格評価点数を加算した点数を合計評価点数とする。
- (2) 合計評価点数により順位を決定し、点数が最も高い参加事業者を受託候補者として選定する。
- (3) 評価点数が同点の事業者が複数ある場合は、見積額の低い者を優先受託候補者とする。
- (4) 応募者が1社の場合でも、合計評価点が6割以上で評価委員会が優れていると認めた場合は、受託候補者として選定する。

## 7 選定結果の通知

選定結果は、全参加事業者に対し文書で通知する。

ただし、選定結果に関する異議申立ては受け付けない。

非選定となった事業者から求めがあった場合は、その事業者の順位に限り書面にて回答するものとし、審査内容及び他の事業者に関する説明要求は認めない。

## 8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) プレゼンテーションに理由なく欠席した場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

### 第13 契約に関する基本事項

- 1 本プロポーザルは、受託候補者を選定するもので、協議により合意に至らない場合は第2順位の者と協議を行うものとする。
- 2 契約内容は、仕様書に基づき提出された業務提案書等によるものとする。ただし、受託候補者による追加提案及び発注者による追加要望に対し協議が整った場合は、提案見積限度額の範囲内で契約を締結できるものとする。
- 3 協議が整った場合は、選定した事業者を相手方として、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定及び2市が有する契約規程に基づき、各市で随意契約を締結する。

### 第14 その他

- 1 企画提案に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- 2 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
- 3 企画提案書の著作権は参加事業者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

### 第15 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期限	備考
公告	令和5年9月25日(月)	
参加申込書の提出期限	令和5年10月6日(金)まで	
参加資格審査結果通知	令和5年10月13日(金)	予定
質問書の提出期限	令和5年10月23日(月)まで	
質問書に対する回答	令和5年10月30日(月)	予定
企画提案書の提出期限	令和5年11月6日(月)まで	
プレゼンテーション等の実施	令和5年11月20日(月)から11月24日(金)まで	予定
審査結果通知	令和5年12月上旬	予定
契約の締結	令和6年1月中旬	予定
委託業務開始	令和6年4月1日(月)	

※都合により日程を変更する場合がある。